

3 日 退 教 訂 正 版

# 事務局だより

22-4

2023 年 1 月 24 日

日本退職教職員協議会

発行責任者 平岡良久

後日印刷して送ります。

**2023 年度 年金額は+2.2%（67 歳以下） +1.9%（68 歳以上）**

## <物価高騰により実質目減り>

2023 年 1 月 20 日、総務省の「2022 年平均の全国消費者物価指数」公表を受けて、厚生労働省は、2023 年 4 月からの年金支給額を 2022 年度に比較して新規裁定者(67 歳以下)は 2.2%の引き上げとなり、既裁定者(68 歳以上)は 1.9%の引き上げと公表しました。

### 【2023 年度の新規裁定者(67 歳以下)の年金額の例】

	2022 年度 (月額)	2023 年度 (月額)
国民年金 <sup>※1</sup> (老齢基礎年金(満額) : 1 人分)	64,816 円	66,250 円 (+1,434 円)
厚生年金 <sup>※2</sup> (夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	219,593 円	224,482 円 (+4,889 円)

※1 2023年度の既裁定者（68 歳以上の方）の老齢基礎年金（満額 1 人分）は、月額 66,050 円（対前年度比+1,234 円）です。

※2 平均的な収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）43.9 万円）で40 年間就業した場合に受け取り始める年金（老齢厚生年金と 2 人分の老齢基礎年金（満額））の給付水準です。

## 【年金額の改定ルール】

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。

このため、2023年度の年金額は、新規裁定者は名目手取り賃金変動率（2.8%）を、既裁定者は物価変動率（2.5%）を用いて改定されます。

また、2023年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.3%）と、2021年度・2022年度のマクロ経済スライドの未調整分による調整（▲0.3%）が行われます。

よって、2023年度の年金額の改定率は、新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%となります。

### ■ 参考：2023年度の参考指標

- ・ 物価変動率：2.5%
- ・ 名目手取り賃金変動率 ※1：2.8%
- ・ マクロ経済スライドによるスライド調整率 ※2：▲0.3%
- ・ 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 ※3：▲0.3%

※1 「名目手取り賃金変動率」とは、2020年度から2022年度までの3年度平均の実質賃金変動率に前年の物価変動率と3年度前の可処分所得割合変化率（0.0%）を乗じたものです。

### ◆名目手取り賃金変動率（2.8%）

= 実質賃金変動率（0.3%） + 物価変動率（2.5%） + 可処分所得割合変化率（0.0%）  
（2019～2021年度の平均） （2022年の値） （2020年度の値）

※2 「マクロ経済スライド」とは、公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率を設定し、その分を賃金と物価の変動がプラスとなる場合に改定率から控除するもので、この仕組みは、2004年の年金制度改定により導入されました。

マクロ経済スライドによる調整を計画的に実施することは、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

### ◆マクロ経済スライドによるスライド調整率（▲0.3%）

= 公的年金被保険者総数の変動率（0.0%） + 平均余命の伸び率（▲0.3%）  
（2019～2021年度の平均） （定率）

※3 「マクロ経済スライドの未調整分」とは、マクロ経済スライドによって前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、調整しきれずに翌年度以降に繰り越された未調整分を指します。

未調整分を翌年度以降に繰り越して調整する仕組みは、2016年の年金制度改定により導

入されたもので、現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

◆前年度までのマクロ経済スライドの未調整分 (▲0.3%)

= ▲0.1% (2021年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分) +  
▲0.2% (2022年度のマクロ経済スライドによるスライド調整率の繰り越し分)

## 【国民年金保険料について】

国民年金の保険料は、2004年の年金制度改定により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、2017年度に上限（2004年度水準で16,900円）に達し、引き上げが完了しました。その上で、2004年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019年度分より、2004年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、2004年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、2024年度の保険料額は以下の通りとなります。

国民年金の保険料は、2004年の制度改定により、毎年段階的に引き上げられてきましたが、2017年度に上限（2004年度水準で16,900円）に達し、引き上げが完了しました。その上で、2019年4月から、次世代育成支援のため、国民年金第1号被保険者（自営業の方など）に対して、産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019年度分より、2004年度水準で、保険料が月額100円引き上がり17,000円となりました。

実際の保険料額は、2004年度水準を維持するため、国民年金法第87条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて毎年度改定され、以下の通りとなります。

	2023年度	2024年度
法律に規定された保険料額 (2004年度水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,520円 (▲70円) ※2022年度は16,590円	16,980円 (+460円)

## 【在職老齢年金について】

在職老齢年金は、賃金（賞与込み月収）と年金の合計額が、支給停止調整額を上回る場合には、賃金の増加2に対し年金額を1支給停止する仕組みです。

支給停止調整額は、厚生年金保険法第46条第3項の規定により、名目賃金の変動に応じて改定され、2023年度の支給停止調整額は以下の通りとなります。

	2022年度	2023年度
支給停止調整額	47万円	48万円

(参考)

物価変動に応じた改定ルールが法律に規定されている次の手当などは、2022年の物価変動率（2.5%）に基づき、2.5%の引き上げとなります。

			2022年度 (月額)	2023年度 (月額)
①	母子家庭・父子家庭 などに対する給付	児童扶養手当 (いずれも全部支給の場合)	(第1子) 43,070円  (第2子) 10,170円  (第3子以降) 6,100円	(第1子) 44,140円 (+1,070円) (第2子) 10,420円 (+250円) (第3子以降) 6,250円 (+150円)
②	障害者など に対する給付 ※1	特別障害給付金	(1級) 52,300円  (2級) 41,840円	(1級) 53,650円 (+1,350円) (2級) 42,920円 (+1,080円)

	障害者などに対する給付 ※1	特別児童扶養手当	(1級) 52,400 円  (2級) 34,900 円	(1級) 53,700 円 (+1,300 円)  (2級) 35,760 円 (+860 円)
		特別障害者手当	27,300 円	27,980 円 (+680 円)
		障害児福祉手当	14,850 円	15,220 円 (+370 円)
③	原子爆弾被爆者に対する給付 ※2	健康管理手当	34,900 円	35,760 円 (+860 円)
④	年金生活者支援給付金法に基づく給付	老齢年金生活者支援給付金	5,020 円※3	5,140 円※3 (+120 円)
		障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,275 円	(1級) 6,425 円 (+150 円)
			(2級) 5,020 円	(2級) 5,140 円 (+120 円)
遺族年金生活者支援給付金	5,020 円	5,140 円 (+120 円)		

※1 この他、経過的福祉手当がある。

※2 この他、医療特別手当、保健手当などがある。

※3 これは基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間などに応じて算出される。

# 令和5年度の年金額の改定(スライド)について

参考資料

- 年金額は、賃金や物価の変動に応じて毎年度改定を行う仕組みとなっている。名目賃金変動率が物価変動率を上回る場合は、新規裁定者(67歳以下)は名目賃金変動率を、既裁定者(68歳以上)は物価変動率を用いて改定する。
- この結果、令和5年度の年金額は、新規裁定者(昭和31年4月2日以後に生まれた方)は令和4年度から+2.2%の増額改定となり、既裁定者(昭和31年4月1日以前に生まれた方)は令和4年度から+1.9%の増額改定となる。

## (1) 物価変動率・賃金変動率

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

物価変動率

**【+2.5%】**

2~4年度前(直近3年度平均)の実質賃金変動率

+ **【+0.3%】** (令和元~令和3年度平均実績値)

前年の消費者物価指数(CPI)の変動率

↓ **【+2.5%】** (令和4年)

名目賃金変動率

**【+2.8%】**

## (2) マクロ経済スライドによる調整 **【▲0.6%】**

**【▲0.6%】** = 令和5年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.3%)  
+ 令和4年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.2%)  
+ 令和3年度のマクロ経済スライド調整率(▲0.1%)  
キヤリーオーバー分による調整

既裁定者  
(68歳以上)

新規裁定者  
(67歳以下)

年金額改定率 **【+1.9%】**

年金額改定率 **【+2.2%】**

# 年金額の改定(スライド)のルール

